

船橋市介護支援専門員協議会

倫理綱領

平成 13 年 7 月 18 日

(基本精神)

わたしたちは、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援のために、利用者の立場に立ち個別性を尊重し、『生活の質』の維持・向上を目指して、保健・医療・福祉のサービスの総合的、効率的、一体的な提供の確立に努める。そのために、介護支援サービスの専門職として関連する知識、技術、職業倫理の向上に努める。

また、高齢者の人権が尊重され、地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指す。

(原則)

1. 法の厳守

わたしたちは、その職業の公共性に鑑み介護保険法をはじめとする全ての法を遵守するよう、とくに自戒しなければならない。各介護支援専門員の行動はすべての介護支援専門員の社会的な立場に直接の影響をおよぼすものであることを強く認識すべきである。

2. 利用者の主体性の尊重

わたしたちは、その職務を遂行するにあたっては、利用者の主体性を尊重し、その身上に関する秘密を守り、公平、かつ適切な対応を行う。

3. 利己的な利益追求の禁止

わたしたちは、その職業を利己的な利益追求のみに利用してはならない。そうした行為は、概して社会及び他の介護支援専門員からその指示を失うことになるばかりでなく、介護支援専門員全体の社会的信頼をも損なうおそれがあるからである。

4. 基本的な義務

わたしたちは、介護支援専門員が専門家としての地位を保持しうる要件は、その知識、技術、経験をもって社会に奉仕するところと考える。そのために、常に新しい知識、技術を習得するため日々研鑽し、自己の最善をつくす。

(専門職としての責務)

1. 専門性の維持向上

わたしたちは、同じ介護支援専門員や他の職種の方々と、知識や経験を交流し、常に自己の専門性や技術の向上に努めることによって、それぞれのサービスの質を向上させ、介護保険制度に対する社会的評価を高めなければならない。

2. 職務内容の周知徹底

わたしたちは、介護保険制度利用者にとどまらず、広く国民に対して介護支援専門員の担うべき職務内容を理解できるよう説明、周知に努めなければならない。

3. 専門職の擁護

わたしたちは、実践を通じて常にこの専門職業の知識、技術、価値観の明確化に努める。仮にも介護支援専門員が不当な批判を受けることがあれば、専門職の立場を擁護しなければならない。

4. 援助方法の改善向上

わたしたちは、同じ介護支援専門員や他の専門職の貢献や業績を尊重し、自己や同じ介護支援専門員の業績やサービスの効果、効率について常に検討し、援助方法の改善、向上に心掛けなければならない。

5. 相互批判

わたしたちは、他の介護支援専門員について軽率に批判してはならない。これは、推測に基づく批判が往々にして的を得ないものであり、またそれをすることが介護支援専門員の不信を招くばかりだからである。もし、相互批判の必要がある場合は、適切、妥当な方法、手段によらなければならない。

(利用者との関係)

わたしたちは、利用者の人格を尊重し、利用者が主体的に『生活の質の向上』を目指すことを支援する。その過程において、利用者が自分の感情や意思を表現しやすい状況をつくり、知り得た情報を守り利用者及び関係者との信頼関係を培う。

(連携機関等との関係)

1. わたしたちは、介護保険制度下において、その趣旨を十分理解し、運営主体である保険者とサービスを必要とする利用者の掛け橋となり、真のニーズを受け止め、専門職として適切な支援と連携を図らなければならない。また、わたしたちは、保険者との連携・協働に努め、制度を遵守すると共に、適切な介護保険事業の構築と円滑な推進に協力してゆかなければならない。

2. わたしたちは、社会に対して、一般市民の社会生活の向上に貢献し得るように、常に注意を喚起し、かつ協力しなければならない。また、わたしたちは、社会の進歩、新しいニーズ等を求め、かつ察知し、これらが社会に有効に還元されるように常に努めなければならない。

3. わたしたちは、常に本倫理綱領の趣旨を尊重し、その所属する事業所、団体がその基本精神を尊重するよう留意しなければならない。また、わたしたちは、所属事業所、団体の業務や手続きの改善、向上に心掛けるだけでなく、利用者の不利益になるような制度上の問題点及び改善策について、責任ある方法によって対応するものとする。